

主文
本件各控訴を棄却する。
理由

弁護人諫山博が述べた控訴趣意は、記録に編綴してある同弁護人提出の控訴趣意書並びに被告人等連名提出の控訴趣意書に記載の通りであるから、ここに之を引用し、右に対し当裁判所は次の様に判断する。

弁護人諫山博の控訴趣意第一点について。
原判決が証拠（殊に原審証人Aの証言）により認定したその冒頭摘録の事実によれば、「被告人等は昭和二十七年三月十五日午後六時三十分頃、かねて会社側との間に低賃銀改正等の要求を遶つて争議を続けていた福岡市a b町所在株式会社B従業員組合を支援し、右要求貫徹のため、同組合員その他約百名と共に、右ホテル表入口並びに同所キャバレー入口にピケットラインを張りスクラムを組み、労働歌等を高唱して氣勢を挙げ、同ホテル内への一般来客を全員協力してこれを押返す等の行為に出でてその立入〈要旨第一〉を完全に阻止し」と言っているものであつて、本来労働者の争議行為として合法性を有するいわゆるピケッティングも、単なる説得或は集团的行為そのものに自ら伴う心理圧迫等の範囲を逸脱して右の如く第三者たる一般来客に対し該ピケット隊員が協力して体当りしこれを押返す等の行為に出でてその営業場立入りを阻止する様なる暴力的行使の事態に立至つては、もはや労働組合法第一条第二項刑法第三十五条による合法性を喪失し、右第三者たる来客に対する暴行罪、使用者に対しては営業妨害罪を構成する違法な争議行為に顛落するものと解するのが相当であり、従つて原判決には所論の様ピケット権の法理を誤解して正当なピケッティングを違法とし延いて無罪たるべき被告人等を有罪とした違法はないから、右論旨は理由がない。

同第二点について。
警察官等職務執行法第五条が、その前段において「警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者には必要ならざる限り人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止する旨を規定して、その行為を制止することができる」と言うのは、その前段において犯罪がまさに行われようとする際口頭その他適宜の通告により関係者を警しめ措置を講ずることができ旨を定めたのに対し、右の様子の生命身体に危険を及ぼし或は財産に重大な損害を与える虞がある行為（以下単に虞危険行為と呼ぶことにする）を事実上の行動により抑制し停止することができる旨を定めたものであるが、右にいわゆる抑制乃至停止とはかかる虞危険行為の一部乃至全部をその必要な限度（同法第一条第一項第二項参照）において実力を以て排除することを包含する趣旨と解するのが相当である。然るに、いま本件ピケッティングにつき考察するのに、原判決が証拠により認定したその冒頭摘録の事実によれば、前段第一点の論旨に対する判断の中において引用した暴力行使の事態の外尚「他方これを見物しようとする一般群集は附近道路上に蝟集してその数約八百名に達し、為に一般通行を甚だしく阻害するに至つた、よつて福岡市警察局本部勤務警部Cは被告人等ピケ隊員に対しその解散を警告したが、これに応じないのみか却つて氣勢をあげ剩さえ同ホテルに立入ろうとする一般来客である占領軍兵士との間に抗争を生じ、勢の趨くところ不測の事故が発生するやも計り難い急迫した事態に立至つたため、前記警部Cは事態容易ならざると考え、警察官等職務執行法第五条の規定に基き、遂に同日午後七時過頃警隊員約七十名に命じて実力を以て右ピケ解散の措置を採らしめたもの」と言うのであつて、右によれば現に暴行が為されて居り之をそのまま放置するときには勢の趨くところ一般来客（主として占領軍兵士）の少くとも身体に危険を及ぼす事故が発生するかも知れない急迫の状態に立至つていたことが明らかであるから、警察官が斯様な状態に在る本件ピケッティングに対し実力による解散の措置を講じ所論の様スクラムを引きはなしピケットラインを崩す等の行動を執ることは前説示の実力による虞危険行為の排除としてまさに警察官等職務執行法第五条後段に該当する適法行為と言うべく、従つて本件における警察官のピケット解散の措置を合法的なものと判断した原判決には所論の様な右法条の法意を誤解した違法はないので、右論旨も亦理由がない。

被告人等の控訴趣意第一点について。
既に弁護人諫山博の控訴趣意に対する判断の中において説示した通り、本件ピケ

ッティングはその第三者たる一般来客に対する暴行行為により合法性を喪失して違法な争議行為に顛落し、又かかるピケッティングを實力により解散させようとしたため警察官の行為は警察官等職務執行法第五条後段に該当する適法なものであると認められ、原判決挙示の各証拠その他記録全般につき調査しても、未だ所論の様に原判決の警部Cが何等正当な事由がなく法を無視して右解散の措置を採つたものとは認め難い。而して、本件の争議が本来世論の支持を得た正当なものであり又一般的にピケッティングそのものが合法視せらるべきこと所論の通りであるとしても、何等上記の判断に変更を来すものではないから、右論旨は理由がない。

同第二点について。

本件における警察官のピケット解散の措置が合法であることは前説示の通りであり、所論の様に警察官等においてアメリカ人を煽動してピケ隊との間に抗争を生ぜしめるに至つた事実を肯認させるに足る十分な証拠は存在しないから、右論旨も理由がない。

同第三点について。

記録につき精査しても、所論の様に本件における警察官の措置が計画的に仕組まれた不法な政治的弾圧であり被告人等の本件所為が右不法弾圧に対する正当防衛行為であるとは認め難いので、右論旨も亦理由がない。

尚右に判断した以外の所論は、証拠に関する独自の見解に立脚して原判決の事実認定を非議し、或は記録に現われていない事実や事件と関係のない事項を縷々主張するに過ぎないから、何れもこれを採用し難い。

以上の様に本件控訴趣意はすべてその理由がないから、刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件各控訴を棄却することとして、主文の様に判決する。

(裁判長裁判官 谷本寛 裁判官 藤井亮 裁判官 吉田信孝)